

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
氷見市

2 構造改革特別区域の名称
氷見振舞酒特区

3 構造改革特別区域の範囲
氷見市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

氷見市は、能登半島の東側基部、富山県の北西部に位置し、東は有磯海ともよばれる富山湾に面し、また、南・西・北の三方を100m前後の丘陵地に囲まれ、西から北にかけては石川県と、南は高岡市と隣接する地形的に独立した圏域で形成されている。総面積は230.3km²で、そのうち約59%の135.3km²が森林面積で占める山村で、そのうち大半が民有林となっており、次いで農地が15%、宅地が5%を占めている。市の東側に緩やかに弧を描きながら長く伸びる海岸線一帯は、能登半島国立公園にも指定されており、晴れた条件の良い日には、富山湾に浮かぶようにそびえる立山連峰の雄大なパノラマが眺望できる。

(2) 沿革

奈良時代の天平18年には、大伴家持が越中の国主として赴任し、在任中の5年間、布勢水海の美しさをこよなく愛し、多くの氷見に関する歌を詠んでおり、こうした歌の中に初めて「比美」という地名が出てくる。

明治4年の廃藩置県後は、金沢藩(旧加賀藩)から金沢県に属したが、その後七尾県、新川県、石川県と変わり、明治16年に石川県から分離して富山県の一部となり、明治22年には、氷見町ほか20か村が誕生し、明治29年には氷見郡となった。昭和27年から市制を施行し、その後昭和29年までに3回の合併を行い、全国でもまれに見る一郡一市となった。

(3) 人口

人口は、昭和25年の70,149人をピークに、その後は平成7年の

国勢調査では、60,109人、平成12年では56,680人、平成17年の速報値では、54,493人となり、年々減少の傾向にある。

一方、世帯数は、平成7年の国勢調査では15,875世帯、平成12年では16,181世帯、平成17年の速報値では16,394世帯となっており、核家族化が進行していると考えられる。

また、若年層の市外流出等により、近年、少子高齢化が急速に進み、平成12年では、高齢化率が24.7%と、全国高齢化率17.3%、富山県高齢化率20.8パーセントを大きく上回っており、高齢化が深刻な問題となっている。

(4) 産業の動向

産業別就業者は、昭和55年から平成12年の20年間で、第1次産業就業者は67%減少し、第3次産業就業者は10%増加しており、第2次産業にあっては、平成2年をピークに増加から減少へと転換している。特に女性の第1次産業就業者が激減しており、第3次産業への移行率が高くなっている。なお、平成12年の国勢調査では、第1次産業就業者1,950人(6.5%)、第2次産業就業者12,678人(42.5%)、第3次産業就業者15,229人(51.0%)となっている。

(5) 地域づくり

本市は、全国ブランドとなった「氷見の寒ブリ」に代表される新鮮で豊富な魚介類、富山県内最大の生産量を誇る「氷見牛」のほか、米、ねぎ、自然薯、梅等の農産品など、山海の新鮮な食材、さらには、日本海側随一の大きさを誇る前方後方墳「柳田布尾山古墳」、国指定史跡の「大境洞窟住居跡」「朝日貝塚」等の歴史遺産、日本一の大椿「老谷の椿」、雌株では日本一の幹周りの「上日寺のイチョウ」等の市内に点在する巨樹・巨木など、豊かな地域資源に恵まれている地域である。

このような地域資源を最大限に活かしての地域活性化を図るため、本市では、平成14年を初年度とする第7次氷見市総合計画で、「四季を彩る花とみどりの庭園都市づくり」「6万人定住と200万人交流の都市づくり」「きときとの食文化の発信都市づくり」を重要なまちづくり戦略と位置づけ、観光産業や水産業、農業など、花と緑、先人から伝承されている伝統食、新鮮な食材を活用した食等の地域資源を保全・活用する産業を核としての振興を中心として、地域の活性化の実現に取り組んでいる。

(6) 濁酒とのかかわり

良質の米の産地である本市磯辺地区の磯部神社では、明治初年までは 11 月 1 日に「甘酒祭り」が行われた。家ごとにその年に自ら収穫した米で濁酒を醸造して神前に供えられ、神社では社頭に据えた大釜に家々から供えられた濁酒を入れ、参拝者に振舞い、秋の収穫を祝ったといわれており、本市と濁酒とのかかわりが深いことをうかがわせる。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、高品質な氷見米のブランド化に努めるほか、「地消地産」の運動を積極的に推進し、魅力ある農業を目指している。

そこで、特区を活用することで、良質の米を使った手づくりの濁酒の製造、提供が可能となることにより、宿泊施設としての付加価値を高め、誘客を促進し、観光の活性化の促進を図るものである。

また、この濁酒の製造、提供という新たなサービス提供を通じて他の農家民宿や旅館、ホテルなどにも刺激を与えることが予想され、多方面において、質の高い商品やサービスの提供を目指すことになり、観光業全体の活性化が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

氷見フィッシャーマンズワープ「海鮮館」が平成 12 年度にオープンし、前年度 93 万人であった観光入り込み客数が平成 12 年度には 169 万人と大きく増加し、以後現在に至るまで、ほぼ横ばい状態を保っている。

しかし、平成 14 年度では、その「海鮮館」に立ち寄った団体観光客のうち、市内での宿泊は全体の約 4 分の 1 だけで、半数以上が石川県を宿泊地としていることから、本市は滞在型観光でなく、いわゆる通過型観光が主流であるといえる。

そこで、滞在型観光を目指すとともに、交流人口の拡大を図るためには、本市の宿泊施設の形態の中心である民宿の付加価値を高めることが必要不可欠なものとなっている。そのためには、従来の水産物や農産物などの食素材を活かした料理に加え、今回の特定農業者による濁酒の製造と提供が可能となることにより、新たな魅力を宿泊客に提供し、観光全体への波及効果を期待するとともに、地域経済及び市全体の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別計画区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

市内の民宿は、平成 8 年で 72 軒、収容人員は 2,592 人であったも

のが、平成17年には、62軒で収容人員は、2,280人となり年々減少していく傾向に歯止めはかけられない状況にある。

しかし、この特区を活用し濁酒の製造・提供を行うことにより、「濁酒」という新たな魅力を目当てとした多くの観光客が訪れるとともに、リピーター客の増加も見込むことができ、交流人口の増加、地域の観光振興につながるものである。さらに、民宿で自ら生産した米を濁酒にすることにより、米の自家消費の拡大が図られるとともに、米の付加価値が高めることができる。

このようなことから、地域が活性化され、賑わいを呼ぶことができれば、自ずと、従来まで関心のなかった民宿事業者が、この濁酒の製造・提供に参入することが予想され、初年度は1件で始まる予定の濁酒製造民宿も3年後には3件、5年後には5件程度になることが期待できる。

表1 民宿の件数と収容人員

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
件数	72件	72件	71件	69件	68件	68件	65件	64件	62件	62件
収容人員	2,592人	2,592人	2,573人	2,519人	2,496人	2,496人	2,421人	2,371人	2,317人	2,280人

表2 濁酒製造件数

	平成18年度	平成21年度	平成23年度
濁酒製造件数	1件	3件	5件

表3 観光客数

	平成17年度	平成21年度	平成23年度
宿泊者数	243,000人	300,600人	311,400人
日帰り客数	1,297,000人	1,364,800人	1,376,000人

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体

が必要と認める事項

(1) 濁酒製造免許取得支援

特定農業者の濁酒製造の免許を取得するために必要な技術研修、免許取得、施設整備に要する経費等について支援する。

(2) 棚田オーナー事業

富山県内でも優良な米の産地として知られる市北部の長坂地区の棚田をオーナー田として、市外から募ったオーナーに田植え・稲刈り時に濁酒をふるまい飲食によるリピーターを創出する。オーナーには収穫した玄米と特産品を送り、口コミによる氷見産米と特産品の販路拡大、濁酒のPR、都市住民との交流による地域の活性化、体験型農業の促進につなげる。

(3) 地消地産推進事業

市内の農・林・畜・水産団体と一般消費者グループが、「きときと氷見地消地産推進協議会」を組織し、毎月13日を「氷見の日」に設定し、学校・保育所・病院での地元食材を使用した給食・食育の実施に取り組むとともに、毎月29日を「肉の日」の日として氷見牛の消費拡大の啓発を図る。

郷土伝承料理、農業特産品、濁酒の試食会等を開催し、特産品の振興、産地化による地元産業の活性化を目指す。

(4) “食都”氷見キトキトまつりの開催

本市の水産業・農畜産業・商工業の関係者が一つになり、食を中心に、食の都として発展を目指すイベント「“食都”氷見キトキトまつり」を開催し、鮮魚や農畜産物等の販売のほか、食にまつわる情報の提供や魚のさばき方教室などを実施いたし、新鮮で豊富な食材と、これに根差した食文化などを「氷見の食の感動」として全国に発信する。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、農家民宿等の酒類を自己の営業所において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造・提供しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

氷見市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能となり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで旅の付加価値が増し、従来のリピーターのみならず、新たな顧客の発掘を図ることで観光関連業の振興を受け、氷見市の活性化が図られる。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿、ペンション、旅館等を併せ営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、濁酒製造の取組による新たな地場製品の創造となり、地域活性化への足掛かりとなるものとする。

このような自発的な取組の広がりによる、地域の活性化を図るためにも、当該特例措置の適用は地域再生の要として必要であるとする。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳事務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

また、構造改革特別区域となった場合は、酒類の製造免許がなければ醸造できないこと、民宿、農家レストランなど酒類を自己の営業場に置いて飲用に供する業を併せ営む農業者でなければ当該規制の特例措置の適用を受けられないこと、製造免許を受けた者は酒税法の規定違反を起こさないことなどについて、市広報、ホームページ等により市民に十分周知を図るとともに該当者への指導を行う。